

全簡連第 30号
平成29年10月2日

意見書

郵政民営化委員会事務局 御中

全国簡易郵便局連合会
会長 小山 洋

郵政民営化に関する意見募集について、以下のとおり意見を提出いたします。

1. これまでの郵政民営化に対する評価

平成24年4月に改正郵政民営化法が成立したことにより、「分社化による弊害の是正」や「郵便局での金融ユニバーサルサービスの確保」など、郵政民営化により生じた問題点については解消が進みつつある。

しかしながら、ユニバーサルサービスの一翼を担う郵便局ネットワークの一員として、過疎地、離島等の地方を中心に展開している簡易郵便局については、直営局並みのサービスが提供できず、また、受託手数料収入を基本に郵便局を適切に運営しなければならないことから、地域住民が必要とするサービスを提供し、それらを安定的に継続していくためには、簡易郵便局の存続と発展が図れるよう更なる環境整備が必要である。

2. 今後の郵政民営化への期待

1) 国庫金の取扱業務拡大と全局復々託化

公社化以降は、簡易郵便局の3分の2以上が国庫金の直接収納ができないいわゆる「取次局」になり、お客さまから預かった納付書等を直接収納可能な直営局に送付して収納事務を行ってもらうことから、払込締切日が間近に迫ったものについてトラブルが多く、お客さまに多大のご迷惑をかけているので、「取次局」を直接収納が可能な「復々託局」にするとともに、国税等の収納ができるよう取扱業務の拡大について、支援していただきたい。

2) ゆうちょ預入限度額及びかんぽ基本契約額の引上げ

ゆうちょ及びかんぽについては、限度額が引き上げられたものの、顧客の利便性の向上には、更なる引上げが必要不可欠なことから早期に対応していただきたい。

3) 各種規制の撤廃

日本郵政株式会社の企業価値が高められるよう、いわゆる上乗せ規制を撤廃するなどの措置を講じ、経営の自由度を高めていただきたい。

4) 郵便局ネットワーク維持に向けた政府の措置

政府においては、郵便局ネットワーク維持に向けて、改正民営化法第7条の3に定める必要な措置の内容を明確化し実施していただきたい。

5) 消費税の特例の創設

金融ユニバーサルサービスの安定的な確保を図るため、関連銀行及び関連保険会社が日本郵便会社へ窓口業務を委託する際に支払う手数料のうち、過疎地の郵便局の人員費相当分に関して、消費税の仕入税額控除の特例措置を創設していただきたい。